

● 暮らしの情報

あなたのとなりに 地域福祉活動コーディネーター

地域福祉活動コーディネーターは、皆さんの相談に寄り添い、つなぎ、見守る活動が続けながら、地域のつながり・支えあいを考え、さまざまな関係機関などと連携強化に努めています。どんな小さな事でも“お気づき”や“お困りごと”があればお気軽にご相談ください。

ご相談はこちら 平野区社会福祉協議会 ☎6795-2525

地域包括支援センターだより

地域包括支援センターは、関係機関と協力しながら高齢者の方、高齢者のご家族の方、介護に関わる方々を支援しています。ご本人はもちろん、ご家族、地域の方からの相談も受け付けています。

取り組み紹介

平野区地域包括支援センターでは「気づく・つながる・支え合う」をテーマに、高齢者の生活を支える地域づくりをめざして活動しています。

今年度は、郵便局、銀行、駅、スーパー等の民間企業に協力を依頼して、地域包括支援センターのリーフレットを設置、見守り体制の構築に尽力しています。

感染拡大予防

平野区地域包括支援センターでは、勤務前後の検温、勤務中のマスク着用、訪問前後の手指消毒等の感染拡大防止対策を実施しています。

問合せ 平野区地域包括支援センター ☎6795-1666

<あなたの地域の相談窓口>

- 加美地域包括支援センター ☎4303-7703
- 長吉地域包括支援センター ☎6769-0036
- 瓜破地域包括支援センター ☎4392-7436
- 喜連地域包括支援センター ☎6797-0555



介護保険料の納め忘れにご注意ください

これから実際に介護サービスを利用するときに困らないように、介護保険料の納め忘れにご注意ください。

1年以上滞納すると(支払方法変更)

利用したサービス費用を一旦全額負担することになります。後日、申請により保険給付分が支給されます。

2年以上滞納すると(給付額減額)

時効により納付できなくなります。その未納期間に応じて、サービス費用の自己負担割合が変更され、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

- 保険料の納付が遅れると、保険料とは別に延滞金がかかることがあります。
- 納付資力があながら滞納が続くと、財産の差押え等を行う場合があります。

問合せ 保健福祉課(介護保険) ③番窓口 ☎4302-9859

東住吉税務署からのお知らせ

国税庁ホームページから自宅で確定申告(e-Tax)

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページから作成できますので、是非ご利用ください。

パソコン・スマホの画面の案内に従って金額を入力するだけで、申告書を作成することができます。作成した申告書をe-Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

確定申告書作成会場における感染症対策

- 混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。
- 会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。
- ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。
- 検温、消毒へのご協力をお願いします。
- 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。

問合せ 東住吉税務署(平野西2-2-2) ☎6702-0001
(月～金 8:30～17:00(年末年始・祝日を除く))

平野図書館 年末年始の休館のお知らせ

12月28日(月)から1月4日(月)まで、年末年始のため休館します。

返却ポストをご利用いただけない期間

平野図書館、平野区役所 | 12月27日(日)17:00～1月4日(月)9:00

問合せ 平野図書館(平野東1-8-2) ☎6793-0881

令和3年度から実施される主な税制改正(個人市・府民税)

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点及びすべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、次の税制改正が実施されます。

①基礎控除の見直し

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられます(所得税:48万円、個人住民税:43万円)。これに伴い、扶養親族等の所得要件(合計所得金額)も38万円から48万円に引き上げられます。

また、合計所得金額2,400万円超から控除額が段階的に減少し、2,500万円超で控除の適用がなくなります。

②給与所得控除の見直し

勤務関連経費及び諸外国の水準を踏まえ、給与収入が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられます。

③公的年金等控除の見直し

世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限が設けられ、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は控除額が引き下げられます。

④ひとり親控除の創設・寡婦(寡夫)控除の見直し

婚姻歴や性別にかかわらず、生計が同一の子を有する単身者(住民票に未届の妻(夫)を有する者を除く)について、同一の「ひとり親控除」(所得税:35万円、個人住民税:30万円)が創設されます。

また、ひとり親控除に該当しない寡婦については、引き続き寡婦控除(所得税:27万円、個人住民税:26万円)が適用され、子以外の扶養親族を有する寡婦控除には、所得制限(合計所得金額500万円)が設けられます。

上記①・②の改正により負担増が生じないよう一定の要件に該当する給与所得者に対して創設される「所得金額調整控除」及び上記④の改正により創設される「ひとり親控除」ともに、適用を受けるためには、勤務先の年末調整による「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」または所得税確定申告等による申告が必要です。

問合せ あべの市税事務所(個人市民税担当)
☎4396-2953 FAX 4396-2905

12月31日までに狂犬病予防注射を打ちましょう!

狂犬病予防注射の接種時期は、狂犬病予防法で毎年4月1日から6月30日までと定められています。しかし、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から接種できなかった場合、令和2年12月31日まで延長するとの通知が厚生労働省からありました。

今年度、まだ予防注射を接種していない犬がいる場合は、12月31日までに動物病院にて接種してください。



問合せ 保健福祉課(地域保健) ②番窓口 ☎4302-9973

人権擁護委員による特設人権相談所を開設します

無料
秘密厳守

悩みごと・困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

日時 12月18日(金) 13:30～16:00
場所 区役所1階 相談室1・2

問合せ 大阪第一人権擁護委員協議会 ☎6942-1489 FAX 6943-7406

平野区人権フェスティバル

12月4日(金)～12月10日(木)は人権週間です。皆さんに人権について考えていただく場として平野区人権フェスティバルを開催いたします。今年度は新型コロナウイルス等の感染症と人権課題との関わりをテーマに、講演と啓発映像の視聴を行います。ご来場の皆様には来年の卓上カレンダーをお配りします。このイベントを通して、人権への理解を深めていただければ幸いです。

日時 12月12日(土)
開場:13:30 開演:14:00
場所 コミュニティプラザ平野
(区民センター 長吉出戸 5-3-58)
定員 200名 ※先着順 ※マスク着用のご協力をよろしくお願いします。

問合せ 安全安心まちづくり課 ②番窓口
☎4302-9743

